

第1回妹背牛町議会定例会 第2号

令和4年3月9日（水曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問
 - 1) 広田 毅 議員
 - 2) 石井 喜久男 議員
 - 3) 渡辺 倫代 議員
 - 4) 佐々木 和夫 議員
 - 5) 田中 春夫 議員

○出席議員（10名）

- | | |
|------------|-------------|
| 1番 宮崎 博 君 | 2番 渡辺 倫代 君 |
| 3番 鈴木 正彦 君 | 4番 石井 喜久男 君 |
| 5番 広田 毅 君 | 6番 佐々木 和夫 君 |
| 7番 小林 一晃 君 | 8番 田中 春夫 君 |
| 9番 赤藤 敏仁 君 | 10番 渡会 寿男 君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

- | | |
|---------|-----------|
| 町 長 | 田 中 一 典 君 |
| 副 町 長 | 滝 本 昇 司 君 |
| 教 育 長 | 石 井 美 雪 君 |
| 総 務 課 長 | 滝 本 昇 司 君 |
| 企画振興課長 | 廣 澤 勉 君 |
| 住 民 課 長 | 清 水 野 勇 君 |
| 健康福祉課長 | 河 野 和 浩 君 |
| 健康福祉課参事 | 廣 田 龍 子 君 |
| 建 設 課 長 | 西 田 慎 也 君 |
| 教 育 課 長 | 山 下 英 俊 君 |
| 農 政 課 長 | 廣 田 徹 君 |
| 農委事務局長 | 篠 原 敬 司 君 |
| 代表監査委員 | 菅 原 竹 雄 君 |

農 委 会 長 瀧 本 賢 毅 君

○出席事務局職員

事 務 局 長 菅 一 光 君

書 記 山 下 仁 美 君

◎開議の宣告

○議長（渡会寿男君） 皆さん、おはようございます。9番議員、赤藤敏仁君が欠席されているので、お知らせいたします。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡会寿男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、鈴木正彦君、石井喜久男君を指名します。

◎日程第2 一般質問

○議長（渡会寿男君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） （登壇） 改めて、おはようございます。通告に従いまして質問をいたします。

平成28年1月から発行が開始されましたマイナンバーカードですが、令和4年1月1日現在、全国の交付率は41%と依然として低迷をしております。国は、行政のデジタル化の鍵はマイナンバーカードと位置づけており、2022年末までの全国民取得を目途とし、マイナンバーカードの新規取得者、健康保険証への登録、預金口座への登録などで最大2万円分のポイントを付与し、普及促進を図っているところであります。

一方、人口減少はやむことはなく、人口減少下における行政サービスと地域活性化を持続発展させることが課題となっております。マイナンバーカード、デジタル技術の利活用が課題解決に資すると考えられますが、次のことについてお伺いをいたします。

1点目、本町のマイナンバーカードの交付率、年齢、男女別交付割合、交付率促進に向けての取組についてお伺いをいたします。

2点目、マイナンバーカードの普及が進まない理由と普及に当たっての本町の立ち位置、考え方についてお伺いをいたします。

再質問を留保して終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（清水野 勇君） マイナンバーカードにつきまして、私のほうからご答弁申し上げます。

まず、1点目の本町のマイナンバーカードの交付率と年齢、男女別交付割合、交付促進

に向けての取組についてのご質問でございますけれども、総務省の公表するマイナンバーカードの交付率でございますが、これの出し方につきましては令和3年度1月1日時点の人口に対する調査時点での交付枚数という形になってございまして、それは全国の交付率ということで公表をしております。全国の交付率につきましては、令和4年2月1日時点で41.8%、北海道では37.9%となっております、その調査における妹背牛町の交付率につきましては42.1%となっております。ただ、総務省の全国調査では分母となる人口が1年前の数字であることに加え、全国調査では転入、転出等の影響というのがありますけれども、妹背牛町においては転入、転出、出生、死亡等の人口動態が普及率に大きく影響することから、転入、転出者及び死亡者のカードの保有状況等も反映させまして、毎月月末時点での人口、それに対するマイナンバーカードの有効数について保有率を計算しております。その方式で計算した本町の有効保有率は39.1%となっております。男女別の保有率では、男性40%、女性38%でございます。年齢別の保有率につきましては、ゼロ歳から19歳までの10代以下が30.8%、20代、30代が33.9%、40代、50代が45.9%、60代、70代が45%、80代以上が27.4%となっております。

次に、普及促進に向けた取組についてでございますが、令和3年6月から8月までの3か月間、毎月1回ずつでございますが、マイナンバーカード申請に特化したしました休日窓口及び5時15分以降の延長窓口を開設しまして普及促進に努めてまいりました。また、町内の比較的職員の多い事業所に協力を依頼しまして、ポイント事業のチラシなどを配付し、職域での申請促進も実施したところでございます。また、平日の来庁者に対しましては窓口において無料の写真撮影を実施し、郵送手続までサポートしてございます。また、カードの受け渡しの際につきましてもマイナポイントや保険証利用の申込みなど設定に関するサポートも実施してございます。

次に、マイナンバーカードの普及が進まない理由と普及に当たっての本町の立ち位置、考え方についてのご質問でございますが、妹背牛町としてマイナンバーカードについての調査は行ったことはありませんが、全国調査の資料でNTTデータ経営研究所が2021年6月、20代から60代の約1,000人に行った調査では、マイナンバーカードを取得しない人の理由トップスリーが身分証明書になるものはほかにもある、個人情報の漏えいが心配、なくても生活できるとの結果でありました。

普及に当たっての本町の考え方でございますが、現在総務省で実施しているマイナポイント事業や健康保険証としての活用、2025年には運転免許証と一体化等ができるようになるなどマイナンバーカードを活用したサービスは今後どんどん広がってくる可能性がありますので、今までの申請や設定のサポートを継続しながら普及促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） ただいま課長にご答弁をいただきましたので、本町の取組、また休日窓口の開設、職域でのPRと大変熱心に普及促進に努められていることが充分理解できました。

令和4年1月1日のマイナンバーカードの全国的な交付率なのですけれども、一部ご紹介しますと特別区、また市では宮崎県の都城市が75.1%でトップ、町村では大分県姫島村の77.7%ということになっております。また、近隣では深川市の30.6%、秩父別町の32.5%、北竜町の37.5%、沼田町で45.3%となっておりまして、妹背牛、これは交付率の算定の仕方によって課長が言われるとおり少し違いますけれども、42.1%ということでありまして、いずれにしてもまだまだ半分にも満たないということで、依然として国民にそのマイナンバーカードの普及の意味が充分浸透していないということがこのことからもうかがい知ることができようかと思えます。

課長が言われたとおり、進まない理由としては、何といたってもこれは強制ではありません。任意ということで、欧州、ヨーロッパの国ではオギャーと生まれたときから番号がつくといったような総背番号制度というものがありますけれども、日本は何といたっても後発ということで、先ほど言いましたように国民にそのマイナンバーカードを取得するメリットというものが充分伝わっていないということが非常に普及の障壁になっていると思えますし、また預金通帳、これは私も預金通帳を何通も持っていますけれども、それだけたくさんお金を持っているわけではありません。残高は限られておりますけれども、何か痛い腹も痛くない腹も探られるのではないかというようなおそれもあったり、個人情報の漏えいといったことも非常に気になる点かと思えます。そういったことも国はもちろんでありますけれども、担当される市区町村であっても住民の方に充分丁寧な説明が求められるべきではないかと、そんなふう考えております。

国では、このマイナンバーカードを使って様々な用途を持たせて、それを活用した住民サービスの向上と地域の活性化を図ろうと考えているようです。マイナンバーカードには、用途が法律で定められた事務に限定されたマイナンバーの部分、それから民間業者も利用できるマイキーの部分、公的個人認証機能による電子証明書、またICチップ、私もここに課長にもお世話になってマイナンバーカードを持っておりますけれども、この顔写真の裏についているICチップ、これのことを言うのですけれども、このICチップの空き領域があります。このICチップの空き領域、そして先ほど言いましたように民間業者が利用できるマイキーと言われる部分、この部分について非常に将来的に広がる、利活用が広がる可能性が非常に大きいわけなのです。そんなことも踏まえて、次の点についてお伺いをいたします。

本町では、より一層マイナンバーカード普及に取り組んでいく、今でも充分取り組んでいただいていると思えますけれども、より一層取り組んでいく考えがあるのかをお伺いします。

また、マイナンバーカードの普及を図るために自治体の裁量で使える助成金、事業費などがあるのかをお伺いいたします。

2点目、先ほど申しあげましたマイキーの部分でございますけれども、この部分については先ほど申しあげたとおり大きな可能性があり、住民票のコンビニ交付等、自治体の様々なサービスを受けることが可能になるのではないかと思います。このマイキーの部分を使ったマイキープラットフォーム構想というものがございましてけれども、この意味をご説明をいただきたいと思っております。

また、本町で地域活性化を図るためにマイナンバーカードの利活用を検討されたことがあればお伺いをいたします。

再々質問を留保して終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、住民課長。

○住民課長（清水野 勇君） 広田議員の再質問につきまして、私のほうからご答弁申し上げます。

まず最初に、マイナンバーカードを利用した形の事業展開等のお話も含めてでございますけれども、議員おっしゃるとおりマイナンバーカードの申請につきましては義務ではないということですので、町独自で強制的な取組というのは今まではしてはございません。カードを活用した行政サービス、民間サービスも今後カードが普及するにつれて増えてくるということも想定されますので、今後とも普及促進に努めてまいりたいというふうには考えてございます。

本町におきましても、ちょっと先ほどのマイキーとマイキープラットフォームとはまた別の計画ではあるのですけれども、デジタル・ガバメント実行計画というのが国のほうで進めておりまして、オンライン化を推進するというような形で、マイナンバーを利用して申請する手続、いろいろございましてけれども、子育てですとか介護ですとか災害、それに対する申請がオンラインでできるというような形、例えば子育ての関係では児童手当の現況届ですとか、そういうものを含めた15の手続、介護関係では要介護、要支援認定の申請などを含めた11の手続、災害関係につきましては被災者の罹災証明の発行、このようなものが政府が運営するウェブサイトマイナポータルというものがあるのですけれども、それを活用してのぴったりサービスの運用というものが来年度、本町についても導入を計画してございます。また、転入、転出の手続のワンストップ化に対応するシステムの改修につきましても予定しているところでございます。この事業につきましては、国の予算の関係上、当初予算には載せてはございませんけれども、その国の予算が決定次第、補正予算等で対応するという形になってございます。

先ほど話しておりました補助金の関係でございますけれども、これのぴったりサービスに係る改修費、それもほぼ2分の1の補助という形になってございます。

それと、コンビニ交付の話もちらっとお話の中に出ていたのですけれども、各町でやっているところもございましてけれども、本町はまだ導入してはございません。その導入につき

まして一応調べましたところ、コンビニ交付を住民票ですとか戸籍の付票ですとか、そういうものをやるというふうになりますと導入経費といたしまして約1,300万、補助率は一応2分の1となつてございますが、ランニングコストが月20万円ほどかかると。毎回毎回手続が来ましたら更新していかなければいけませんので、そういうものの更新、それをデータを流していくというような形でランニングコストとして20万円かかります。妹背牛町の交付状況、住民票の謄抄本、除票など窓口で交付してございますけれども、月に約80枚程度の利用となつてございまして、一応300円の手数料をいただいておりますので、2万4,000円ほどの収入が出ると。ランニングコスト20万円かけて、その分、導入経費1,300万をかけてとなると、ちょっと費用対効果の面でどうなのだろうというような部分でちょっと導入をしていない状況でございます。マイナンバーカードを利用した本町の事業につきましては、そのような形となつてございます。

それと、2つ目のご質問ですが、マイナンバーカードにおけるICチップの空き領域を利用したマイキー、マイキーIDですか。それについての説明ということでございましたが、総務省のホームページのほうによりますとマイキーIDというものがありまして、このICチップ内に利用者証明用の電子証明書を利用して本人が任意で作成するIDと。マイナンバーを利用しなくてもいいように考えられている仕組みがマイキーIDというふうになつてございます。このマイキーIDを個人で作成して、それを先ほど話にございましたマイキープラットフォームのサービスを利用するためのIDとするというようなものがマイキー、マイキーIDというふうになっているようでございます。

マイキープラットフォームについてでございますが、マイキープラットフォームにつきましてはマイナンバーカードのICチップの空き領域と公的個人認証の部分を活用しまして地域の活性化や行政の効率化につなげる仕組みを共通情報基盤とするマイキープラットフォームというものを作成するというところで、総務省のほうではこれは民間と共同で活用が始まつてございます。例えばこれを利用して民間ですとか行政ですとかで活用するとなりますと、例えば大きい町では図書館やスポーツ施設、駐輪場、市民広場の利用カードなど各種公共施設の利用カードをマイナンバーカード1枚にまとめたり、自治体のポイントとして子育ての支援ポイント、ボランティアポイント、介護ポイント、健康増進ポイントなどを付与するという事業をやっている自治体につきましては、そういうポイントをまとめてここにためておけると。それを事業のやり方にもよるのですけれども、そのポイントを利用してさらに次へ進めていくというような活動がなされる取組のことでございます。

今ちょっとざっくり調べたのですけれども、大手企業のほうで地域の経済応援ポイント協力企業ということで、大手ではNTTドコモですとかカード会社、オリエン트コーポレーションですとかJCB、三井住友カード、三菱UFJなどの会社がこれのマイキープラットフォームの民間協力企業ということで関わっているというような形になってございます。

本町につきましては、今後そういう活用ができるかどうかの検討はしていかなければい

けないのかなというふうには考えてございますが、内容につきましてはこのような形で答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） 今マイキープラットフォーム構想、それとマイキープラットフォームについて課長のほうから丁寧な説明をいただきました。

ちょっと私も今回この質問に当たって勉強を少しさせていただいていますので、ある程度は理解もしているつもりでありますけれども、一般の方が先ほど見せましたけれども、マイナンバーを使っているいろんな機能を、これから将来にわたっていろんな機能が自分たちのプラスになるのだということは当然まだ全然理解されていないと思うのです。

本町においては、明年からさっき課長が言っておられましたデジタル・ガバメント計画ですか、実施の予定ということで2分の1の補助も出てやるということでもありますけれども、これは本当に行政サービスの効率化に大きく寄与するものだと考えております。特に煩わしい手間のかかる申請というものがワンストップでやれるということでもありますから、本当に住民の方にとっても非常にありがたい事業ではないかなと、こんなふうに思っています。

そのプラットフォーム構想については、簡単に言うと、うちでモスピーカードをやっていますけれども、ああいったものに例えばボランティアをするとモスピーポイントがもらえますよとか、健康診断をするとモスピーポイントがつかますよというようなことをやっていますけれども、それとさっき課長が紹介していただきました簡単に言うとJALのマイレージだとか、そういったものがポイントとして合算して地元の例えばさっき言ったモスピーポイントの中に合算されて地元でいろんなものに使っていけるといったような経済の活性化、地域の活性化にもつながるといようなことが簡単に言うと、ざっくり言うと、そういったことがマイキープラットフォーム構想ということでもあります。私は、そういうふうに理解をしているのですけれども。

そういった意味で、今さっき1回目の質問でも言いましたけれども、当町でも四十数%、全国的に見ても41%ですか。そういった中で実証実験をやっている市区町村もありますけれども、まだまだこのことについては何といてもまず普及が進まない、なかなかこれは有効に使っていくのも難しい場面もありますが、一応当町としても先々の準備をいろいろと勉強しながら進めていかないと、時代に乗り遅れるということがあってはならぬと思っていますから、その辺も充分勘案していただきたいと思います。

第9次総合振興計画、うちのまちづくり、長期にわたる振興計画でありますけれども、この中にうちの人口推計が出ております。それによりますと、令和12年には2,003人、令和27年には1,134人と本町の人口が推計をされています。人口減少化は、残念ながら避けて通れないと考えております。そんな中で行政サービス、そして地域の活性化を持続、そして発展させていくことが本当に大きな命題と考えております。当然人口が

減るに伴って、職員の適正配置によって職員の減員が想定されます。そのことが行政サービス、地域の活性化の低下を招く相関関係ではあってはならないと、そういうふうを考えます。そこで、次の2点について町長にお伺いしたいと思います。

1点目、将来に備えて行政サービス、地域活性化の低下を招かないためにもマイナンバーカード、またマイキープラットフォーム構想などを利活用し、また今勉強しながら、これから乗り遅れないように準備していくお考えがあるのかどうかお伺いをしたいと思います。

2点目、現在は必要な証明書ごとに1枚ずつ申請書を記入しております。ペーパーレス、いわゆる書かない窓口、これではマイナンバーカードの身分証明を窓口で提示して、職員が代わりに申請書に入力し、データを確認して署名するだけで済むと。まさに人口減少下における行政サービスの低下を抑止する取組と考えます。デジタル技術を活用して行政サービスの効率化、高度化をするスマートデジタル自治体、これは御存じの方も多いと思いますけれども、オホーツクの北見市、それから空知管内でいいますと岩見沢市が取り組んでおられますけれども、この取組を1点目と同じように将来に備えて勉強しながら導入をしていく考えがあるのかどうかをお伺いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（渡会寿男君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） それでは、広田議員の再々質問に対してご答弁を申し上げます。

まず、事前に答弁をさせていただきました課長から申し述べたことの中に1点ございました費用対効果という言葉がございますけれども、住民票の使い方でありイニシャルコスト、つまり費用対効果ということでかかる最初の機材の入替え、それからもう一つはそれをコンビニで使う利便性に対して現状使われているのが月約80枚、年間960枚ですか。そういう形の中で、例えばスマートデジタル自治体と言いながらもそれがその規模と合っているかどうかという問題もあると思います。ですから、現実には私たちがそこに行こうと思ってもそこにある障壁が今はある可能性があるということをまずはご存知おきたいと思えます。

もう一つは、人口が減少する。令和12年の人口推計では2,003人、令和27年では1,734人ですか。そういうふうに今おっしゃいましたこの……

（「1,100」の声あり）

○町長（田中一典君） 1,134人ですね。この問題ですけれども、これを必然的に職員の適正配置ということで減少というふうにお捉えになりましたけれども、それがそのまま職員を減少させていかなければならないのかという問題はまた別のことだと思います。

もう一つは、将来に備えてこのマイナンバーカード、マイキープラットフォーム構想を検討する考えはあるのかと。これは、もちろん1つには町内で使っておりますモスピーカード、それから現在健康診断あるいはボランティアなどで使っている町内で回しているポイント、これは経済効果に波及すると思っております。それから、もう一つは皆さんが持っているらっしゃる飛行機搭乗の際のJAL、ANAのポイント、それから恐らくいろんな

カードをお持ちになっていて、それらを適正に使うためには物すごくこれはエネルギーが要るのです。そこにポイントを計算して、いつなくなるかと。そういう形の中でそれを失っている人もいれば、上手に使っている方もいらっしゃるのですけれども、これがもし総合的に上手に合算されますと、皆さんの生活の利便性にはかなりいい影響があると思います。ですから、このことに関しましては妹背牛の経済を担ってもらっている商工会とも検討させていただく考えはもちろんございます。

問題は、この普及が進むポイントとしまして何がネックになっているかといいますと、こういうマイナンバーカード自体は使わなくてもその中の機能の利用をしていく中で、最終的にはそこに私たちのやっぱり銀行口座が1つはひもづけられるということの中で、全ての国民の現金の動きが1円単位でその中に反映されるということの中で動いていく方向の先にあるのは、今皆さんが新聞等で御存じのように現金の中の硬貨が、硬貨の使い道がだんだんと狭められてきました。それは、硬貨を取り替えるときに手数料が取られると。そうすると、その硬貨がだんだん使われなくなってくる。これは、1つの政府の方向なのですけれども、デジタル通貨のほうに移行していきたいと。その利便性は、はっきり言って無限の方向があると思います。問題は、この中で私たちの経済生活がそのように全体的によく管理されるならいいのですけれども、よくない管理の在り方も可能性としてはあると。自治体としても、それから政府としまして、なぜそれを強制的に進めないのかといいますと、その問題をまだ完全には解決できていないと。これからそういう社会に向かって準備をしていかなければいけないという意味では、自治体も遅れることなくその中を精査しながら、付き合えるところから付き合っていくという形で進めていきたいと思っておりますけれども、今のやはり皆さんが心配していらっしゃる一番大きなところ、その利便性以上に自分たちの銀行口座が完全にひもづけられると。そうしたら、現金を使って動かしていたところのいろんなものが全部銀行、それから政府に把握されるということの中で、そういう経済体制が便利だけでなく、安全性もあるのかということも検討しながら進めていかなければならないのが自治体の姿かと思っております。

もちろん人口減少の中で行政もデジタル化も、それから利便性も進めていかなければならないと思っておりますけれども、まず1つは終了としまして人口を少しでも維持、増やしていくという方向の中でこのことは検討させていただきたいと思っておりますし、ご指摘を受けた勉強はこれからもさせていただきたいと思っております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 以上で5番議員、広田毅君の一般質問を終わります。

次に、4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） （登壇） 一般質問をさせていただきます。

1番目に、第9次総合振興計画について、第3期実施計画についてお伺いいたします。第3期実施計画は、令和4年から令和6年までの実施計画が提示されました。観光振興で妹背牛温泉ペペル大規模改修が計画されています。令和4年度は、温泉施設改修実施設計

委託が予算化されています。そこで、3点についてお伺いいたします。

1つ目、令和2、3年度に妹背牛温泉施設改修基本設計業務を実施しました。令和2年度には調査結果が提示され、令和3年度は報告も方針も何も提示されていませんが、町長は協議するはずがコロナの拡大で業務委託業者との打合せができず進んでいないと答弁していましたが、昨日行財政特別委員会で説明がありましたが、具体的に何も決定していないのに令和4年度には温泉施設改修実施設計委託が予算化されています。どのように考えているのかお伺いします。

2つ目に、第3期実施計画では令和5年度に過疎債で5億を計画していますが、大規模改修で想定しているのか。また、実施計画を行うのに仮に温泉施設を営業して改修を行うなど条件提示ができるのかお伺いします。

3つ目に、基本設計業務の具体案、実施計画、改修までのスケジュールを考えているならお伺いします。

2番目に、支援事業について、国、道の各支援事業の申請についてお伺いします。国は、脱炭素ゼロカーボンを2030年46%、2050年は実質ゼロを目標としています。地方自治体の取組の見直しを求められ、いろいろ厳しくなると思います。また、各省庁の支援事業がいろいろ変化し、支援事業の見落とし、連絡体制の不足、申請の遅れが起きております。町長は、体制の見直しを行うと答弁しましたが、どのように考えているのかお伺いします。

再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 議員1つ目のご質問の妹背牛温泉ペペル大規模改修についてご答弁申し上げます。

妹背牛温泉ペペルは、平成5年に開業し、今年で29年目でありまして、現在経年劣化による施設及び設備の老朽化が著しい状況でございます。そこで、町としましては令和2年度に施設の改修に向けた妹背牛温泉施設改修基本計画を行いまして、さらに本年度、令和3年度におきましては妹背牛温泉改修に係る効果検討業務を行ってございます。その中で施設の改修に関する町民アンケートを行った上で集客力の向上や魅力化に向けた具体的なイメージ、それから維持コスト低減に向けた検討、さらには投資効果の検証など幅広い視点から温泉改修に向けた効果に関する検討を行ってまいりました。しかし、先ほどお話にもございましたが、コロナ禍ということで当初予定していた年内の業務完了ができないということで2か月契約期間を延長いたしまして、ようやく2月末、先月末に効果検討業務が完了したところでございます。

その結果を踏まえまして、町としての方向性を決め、妹背牛温泉ペペルの魅力向上を図り、町内外の利用者に満足していただけるような施設改修を令和5年度に行いたいということで、それに伴いまして令和4年度には温泉施設改修の実施計画を行うべく予算を計上しているところでございます。令和5年は、ペペルがオープンしてちょうど30年の節目

の年でもございます。ですが、逆に言いますとその分、施設、設備の老朽化が激しいために近年では浴場をはじめとしまして正常な運営ができていないことも多く、大変お客様にもご迷惑をかけているところがございます。また、その対応に苦慮しているところで、毎年多額な修繕料がかかっているというような状況でもございます。

また、第9次総合振興計画の中でも財政推計を見据えた中で各種の事業を実施計画を立ててございまして、それを10年間、年次で張りつけてございます。本事業を令和5年度に実施するということですが、これをもう少し時間をかけて先送りにするとなりますと、後年時に予定している様々な事業の実施にも支障を来すこととなります。

次に、総合振興計画の第3期実施計画に載っているペペルの大規模改修についてということでございますが、こちらにつきましては今ほどご説明しました施設改修に係る設計ですとか調査、検証が完了する前の段階での内容でございまして、老朽化した施設、設備の改修及び更新に係る概算的な事業費として5億円を計上しているところがございます。これから行う予定の実施設設計の中で具体的に改修内容、事業費が固まりましたら、次の第4次実施計画において変更する予定でございます。

また、ご質問にありました仮に温泉施設を営業しながら改修を行うなどの条件提示ができるのかのご質問でございますが、部分営業は可能かもしれませんが、その場合、仮設工事が必要となるため、その分の工事期間が延びたり、事業費も増加するということが考えられます。その辺りも含めて実施設計の中で充分検討してまいりたいと考えてございます。

それから、基本設計の具体的な案ということでございますが、令和2年から3年にかけて業務委託を行ってございました。その中で、今年度実施しました町民アンケートがありまして、その結果としましてペペルに関して何らかの改修が必要であるというふうにご回答いただいたのが全体の95.2%ということで、この改修にはいろいろな方法があると思いますが、先ほど来から言っておりますとおり30年経過しますので、必要最小限な改修はやらなくてはならないような状況だということでございます。また、そのアンケートの中で改修は必要だということで、それに伴ってどのような改修がというような設問もしてございます。その中でご意見としていただいていた部分は、温浴施設の魅力向上につながる取組をやるべきではないかということ、それから町外から多くの利用客を呼び込めるような工夫もすべきではないかというような意見も多かったことが分かりました。

令和2年から3年にかけての業務、この結果を踏まえまして、町としましても基本方針ということで大規模改修に向けて設定しているところがございます。まず、1点目としましてはニーズに応じた温泉機能の見直しと施設の魅力化を図っていくということ、それから2点目としましては効率的な施設運営を可能にする工夫をしていくということ、3点目としましては遊水公園うららやカーリングホールなど周辺施設と連携した利用の向上を図っていくということで、これらを基本方針として令和4年度に実施設計を行ってまいりたいと考えてございます。

それから、業務のスケジュールということでございますが、先ほど来から申しておりますが、令和4年度に契約の方式にもよりますが、4年度のできるだけ早い段階で実施設計の業務委託をいたしまして、それを受けて令和5年度に大規模改修を実施するというような予定でありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁、副町長。

○副町長（滝本昇司君） 私のほうからは、2点目、支援事業の関係のうち、その経過についてご答弁申し上げます。

議員ご指摘の支援事業でございますが、再エネの最大限の導入の計画づくり支援事業を指すものと思っておりますが、この事業は令和2年度の国の補正予算による令和3年度への繰越し事業で、公益財団法人日本環境協会による補助事業として実質令和3年度から3か年の事業となっております。本町が太陽光による再生可能エネルギーの構想を検討し始めたのは令和3年7月頃からで、その後ゼロカーボンシティ宣言をしたのが令和3年12月の定例会になります。一方で、さきの支援事業がスタートしたのは令和2年度の補正予算で、実質的には令和3年3月が支援事業の募集がスタートした時期でございますが、このスタート時点においては具体的な構想は特になかったというのが現状です。先ほども申し上げましたが、検討し始めたのが令和3年7月以降、議会への説明が直近では今年の2月となっております。ここでようやくこの支援事業の存在を確認いたしました。議員ご指摘の事業の見落とし、連絡体制の不足という面では反省をするところではございますが、実際には当初は構想もなく、支援事業の必要性がなかったことから確認はしなかったということもご理解いただきたいと思っております。

また、申請遅れというご指摘についてでございますが、繰り返しになりますが、令和3年度から令和5年度までが支援事業の実施期間、本町がその支援事業の内容を把握したのは確かに令和4年に入ってからではあります。支援事業の募集開始、令和3年3月29日の時点では具体的な導入構想、計画は特にないため手上げはしなかったということで、決して申請が遅れたことではございませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） 1つ目に、温泉の改修についてちょっとお伺いします。

町では、過疎債での対応を考えておられるみたいですが、近年過疎債は交付にならないとか、満度に交付されないとか、そういうお話があり、その過疎債の対象になるということが重要と考えます。近年、ほとんど交付金だとか、そういうものは減額されているとも聞いておりますし、また工事費については近年においてはガソリンの高騰、人件費の高騰、材料、機材も高騰と。厳しい状態になっております。それで、工事費の増大が考えられます。目測ですが、今は5億と言っておりますが、大規模改修をするという話になると、私の考えというか、大体8億から10億かかるのではないかなという予想もしております。

そうすると、8億と仮にしますと過疎債が70%、5億6,000万、町負担が2億1,000万となるわけです。そこで、過疎債が満度にももらえない場合についての対応をお伺いします。

次に、温泉改修実施計画についてお伺いします。維持管理費の削減は、温泉施設経営に重要と考えますが、太陽光発電、ヒートポンプ、雪冷房と自然エネルギーの活用を検討すべきと思うが、お伺いいたします。

それと、近年材料、機材の高騰、調達が厳しくなっておりまして、その中でやはり資材、機材が入らなくて仕事ができないという場合も考えられますので、実施計画時にその辺の検討もするべきではないかと思えます。お伺いします。

改修計画の具体案は、いつ頃提示されるのかお伺いします。

次に、温泉改修について、町民への説明についてと考えるをお聞きします。温泉改修、温泉を家庭風呂として利用なされている町民もおられます。具体的になったら、早めに説明が重要と考えますが、町長はどのように考えているのか、考えるをお伺いしたいと思います。

それと次に、支援事業について。今日のニュースで環境省のゼロカーボン、ちょっと名前は忘れましたが、ゼロカーボンのモデル地区、北海道の市町村が発表されました。これは、環境省の交付金によりいろいろの事業を、ゼロカーボンに向かっていろいろな事業をやるわけです。それで、今は第1回目の募集と。次に、あと20町村ぐらいがなるのではないかと今日は言っていました、本町では申請をしているのかお伺いいたします。

再々質問を留保し、質問を終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 再質問に対してご答弁申し上げます。

まず、過疎債についてでございます。まず、全体としましてお話ししなければならない部分なのですが、過疎債を借り入れる場合には条件がございまして、必ずその事業の中で機能増強、長寿命化につながるような内容でなくてはならないということがございます。したがって、例えば30年経過して、その維持するために改修したり更新したりする部分だけではこの過疎債の対象にはならないので、例えば5億の事業費があったとしても借りることができなくて全額町の単独費用としてかかるというような流れになってございます。当然この大規模改修を考える上で、その過疎債の対象となるような事業内容を盛り込まなければならないというふうにも考えてございますし、仮に先ほどお話ありました全て対象にならない場合の財源等の考えですが、そうなれば、ちょっと仮の話なのですが、今ふるさと納税のほうでご寄附いただいている部分の積立基金がございまして、その中から充当させていただくようなことになろうかと現段階では考えてございます。

それから、太陽光等の取組についてでございますが、こちらにつきましても実施設計の中で地下熱ですとかソーラー等の条件提示はしようというふうには考えてございますし、現在町としましてこの実施設計の中で実際取り組めるのか、もしくは別の形で業者、企業と提携して例えば太陽光パネルを設置して、その中で温泉に電力供給ができるものなの

か、そういった部分も含めて多角的に検討、協議しながら、何が一番町にとって有利なのかという部分を考えて結論づけたいというふうに考えてございますし、例えばその太陽光ですとか、仮にヒートポンプの導入とかというのでも検討しなければならないというふうに考えてございますが、そういった場合には脱炭素につながるということで環境省の補助金の活用も可能なのかなというふうに考えてございますので、そういった視点も含めて検討していきたいというふうに考えてございます。

それから、改修計画についてということで、いつ頃説明できるのかというご質問かと思うのですが、こちらにつきましても今ほど来お話ししたような内容も含めて実施設計となれば、その前にある程度具体的なものが決まっていなければ、実施設計にかけることもできませんので、できるだけそこら辺を検証、方向性を決めた中で早い段階で、ちょっと具体的にいつとは申し上げられないのですが、できるだけ早い段階で機会を設けていただいで改めて説明したいというふうに考えてございます。

それから……

(何事か言う者あり)

○企画振興課長(廣澤 勉君) そうですね。今は、やはりコロナ禍ということで資材の調達、あとは建具等、いろいろな設備の調達にも時間がかかるというふうにも伺っていますし、それを海外から輸入する場合の輸送代もかなり高騰しているというふうに伺っています。この実施設計の中で工期が遅れないような形を、きちんとそこら辺は当然条件提示をしながら、ただどうしても予想を上回って想定外のことも起こり得ますが、そこも見据えた中で計画は立てていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長(渡会寿男君) 答弁、町長。

○町長(田中一典君) ただいまの石井議員さんのご質問の中で、町民への説明はどういうふうに考えているのかということでございます。

この直近の2年間は、町政懇談会が感染症のためにできなかったということも含めまして、この改修計画の方向性が議員さんへの説明がしっかりできた段階で町民への説明を並行して行いたいと思います。というのは、これは1つには先ほど議員もご指摘ございましたけれども、約8億からのお金を使わなければいけない大きなプロジェクトになりますし、町の単費がその中の2億だといたしましても、これは妹背牛の将来、これから30年にわたって使っていく施設でございますので、皆さんにはご説明をさせていただき、その中で利用についてご協力をいただけるような形で説明をしたいと考えております。時期については、またこの中で検討をさせていただきます。

それから、1度目のご質問の中で、どういうふうに私たちの役場でいろんな省庁との関係の中で連絡を密にするとか、そういう中で申請が遅れないようにするという対策についてご指摘がございましたけれども、それに関しましては庁舎内で検討を重ねておまして、現在例えば環境省という大きな省がございまして、そこにつながる私たちの担当課にそれ

を全て任せるのか、それとも現実に動くいろんなところの中でどこがその中心になってやっていくべきかということも含めまして、人事考査も含めまして、そこは現在検討させていただいているところでございます。4月からは、それが柔軟に動くように、上手に動くように検討させていただいているところでございますので、これをもって最初の答弁と2番目の答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁、副町長。

○副町長（滝本昇司君） 支援事業の関係で再質問のうち、申請はしているのかというような質問でございますが、ちょっと私もこの記事を見ておりませんで、どの事業かは不明なのですけれども、実際には現時点では申請はしてございません。

以上です。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） 申請していないというご答弁なのですが、この温泉等の改修もそうですけれども、やはり過疎債だけでなく、当然やっぱり補助金だとか支援金だとか、そういうものにはやはり積極的に申請しなければまずいと思うのですよね。だから、環境省なり、先ほど町長も答弁ありましたけれども、やはりどこかの誰かがその責任を負うような形にしないと、横のつながりはない、隣で企画は何をやっているのか多分分からない。だけれども、そういう体制ではやはり見落としもあるだろうし、そういうのもあると思うのです。

それと、もう一つ、やはりこういう情報というのはいち早く、これは町長の営業だと思うのです。国がどう動いて、道がどう動いて、やはりそういうことをアンテナを立てていち早く情報を持ってくる。それは、やはり私は職員の皆さんより町長の立場のほうが情報は早いと思います。だから、やはりこれからこういう大規模の9億もかかったり、そんな度々できないわけです。ただ30年だからとか、それとか、私も改修には賛成です。ただ、それは将来に向けての投資でありまして、やはり過疎債だとか、そういう交付金なり補助金を積極的に研究する。やはりそういうものをどこかにつくらないと、だんだん置かれていくような気がします。そういうことで、やはりこれからこういう交付金だとか、こういう事業の申請だとか、それを何年から始まったとか、そういう話ではなくて、やはりいち早く取り組んでいく。だから、そういう姿勢をやっぱり町長としてはやってほしいし、やらなければならないと思います。

それで、最後ですが、町長のご意見を聞かせていただきまして質問を終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 石井議員さんの再々質問に対してご答弁を申し上げます。

先ほど来ご指摘ありますように、もちろんこの大規模改修に向かうためには過疎債ということをより使わなければ話になりませんので、これはもちろん使わせていただく方向で議員さんにも説明させていただきますし、町民の皆さんにもこの利用、活用に関して考え

方を述べさせていただく機会をつくりたいと思っております。

問題は、現実に政府が動いている2020年、岸田総理が初めて年末にカーボンフリーの宣言を国際的にしました。その中から素早く動いていることでありますので、もちろんいち早く遅れないようにとは思いますが、私たちの町のやっばりポテンシャルは何が地域資源としてゼロカーボンに資するか、地元にも有利になるかということのをこれからもちろんアンテナを高くしていかなければなりませんし、それに関して役場庁舎内でも連絡を密にする、そして研究もきちんとするという体制をしっかりとつくっていきたく思いますし、私の責任もそこではしっかりと果たしていきたく思いますので、それをもってご答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 以上で4番議員、石井喜久男君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。なお、再開につきましては10時25分とさせていただきます。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時25分

○議長（渡会寿男君） それでは、再開をいたします。

これより9番議員、赤藤敏仁君が出席しておりますので、ご報告を申し上げます。

なお、先ほどの広田議員の質問に対しまして町長より答弁漏れがございますということがございますので、答弁を許可いたしたいと思っております。

町長、どうぞ。

○町長（田中一典君） 先ほどの広田議員のご質問に対しまして、私のほうから大きな答弁漏れがございました。申し訳ございません。

それは、申請書の1枚ごとの記入、スマートデジタル自治体ということで岩見沢市、北見市を挙げていただきましたけれども、いろんな申請書を書くときに同じことをずっと書き連ねなければならない。そういうことに対しまして利便性を持たせるということで、書かない窓口というふうに表現をされました。これに対してマイナンバーカードの利用をひもづけるということは、非常に有意義なことだと私も考えております。これに関して、どれぐらいの導入費用が要るのか、あるいはどういう国の補助金があるのか、これは充分検討させていただきながら、本当に書類審査の同じことを何度も聞かなければいけないところの部分の簡便化するということがデジタルの強みだと思いますので、そこはしっかりと勉強させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡会寿男君） それでは、一般質問を再開いたします。

続きまして、2番議員、渡辺倫代君。

○2番（渡辺倫代君） （登壇） 通告に従い、質問いたします。

コロナウイルス感染拡大は、専門家の予測どおり今年の1月初旬には第6波となり、北海道もいまだまん延防止等重点措置は解除されておられません。そのような中、予定されておりました令和4年の町政懇談会は1月28日金曜日に2区、3区から始まり、2月3日の10区、11区まで、農家地区はいずれも区会館あるいは区研修センター、コミュニティーセンターで行うため大変密になるということで、大人数での開催は無理と判断され、1区町民会館も含め中止となったことでした。町民の皆さんと唯一の意見交換を行う機会が昨年に引き続き持つことができなかつたことは、大変残念なことであつたと思います。

そこで、お伺いいたします。町民の方と対話する町政懇談会が2年続けて中止となったことで、行政側としては町政への影響はどう出てくるとお考えでしょうか。影響はございましたか。

次に、町政懇談会中止に伴い、町政懇談会に代えての行政からの代替案を何かお考えでしょうか。ウィズコロナと呼ばれる生活の中、このコロナ禍の収束がはっきりと見通せない状況が続けば、1年後の町政懇談会も通常へ戻るという確証はございません。今まで丁寧に日にちと時間をかけて行われてきた町政懇談会は、大事な位置づけに認識されていると思います。今後の取組、方法など町長のお考えをお伺いいたします。

再質問を留保し、終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 議員ご質問の町政懇談会についてご答弁申し上げます。

中止となったことによる町政への影響ということでございますが、まずこの町政懇談会につきましては町民の皆様から町政やまちづくりに対するご意見などを直接お伺いできる貴重な、重要な機会として毎年各区で開催させていただいたところでございますが、先ほど議員おっしゃられたとおり依然として新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況下においては、その感染リスクを回避できる万全な対策を講じることができないため、昨年に引き続き本年も中止せざるを得ないと判断したところでございます。そのことに伴いまして、各行政区において町に対するご意見、ご要望がありましたら、窓口であります企画振興課までお寄せくださるよう正副区長さんにもご依頼しているところでございますし、そのことにつきましては町民の皆様へも役場からのお知らせ、またはホームページにより周知させていただいているところでございます。

なお、その周知の後に企画振興課へお寄せいただきましたご意見、ご要望につきましては2件ほどございまして、すぐに担当課へ話を通し、対応または検討しているところでございます。

また、町政懇談会の代替案ということでございますが、その開催方法や開催時期など、いろいろ検討しました。例えばリモートの方式で行うですとか、または行政区からの要望により個別に開催するなど、いろいろ検討したところではございますが、どの方式につきましても公平性に欠き、かえって開催が難しくなることから実施には至りませんでした。あまり考えたくはないところなのですが、来年も同じような状況になる可能性もございま

すので、これからは懇談会の形にこだわらず、町からの情報発信は丁寧に行いつつ、同時にきちんと町民の皆様の声を聞かせていただく方法を模索してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

2番議員、渡辺倫代君。

○2番（渡辺倫代君） 令和4年の町政懇談会、配付予定の資料を議会事務局で見せていただきました。議題として、1つは移住定住支援事業について、2番目が新しい学校づくりについて、3番目が1月ですから新型コロナワクチン3回目接種の実施についてでございました。

それで、議員が町政懇談会中止になりましたという連絡を受けたのが1月11日でした。それで、先ほどホームページでも周知をされたとおっしゃいましたが、周知の期間はいつからいつまでホームページに上げられていたのでしょうか。

昨年同様、区長さんよりご意見、それから要望をいただいて、後日役場の担当課から返答するというもお聞きしておりましたが、昨年のご意見、ご要望はどうでしたのでしょうか。今年は、どうでしたでしょうか。そういうやり取りが公表されていないということは、私どもも目にすることができないので、そこら辺もお答えいただきたいと思います。

それから、それに関連してですが、その役場からの返答を知ることができるというのは大事なことだと思います。そして、この配付予定の資料は、内容は目にしておりません。それは、ホームページで閲覧できるようになっていたのでしょうか。

それから次に、行政から確かに様々な移住定住支援事業もごございますが、先ほどから一般質問の中にもありましたが、町民の皆さんには今後の大きな関心事である温泉の運営や大規模改修について、丁寧な説明が必要なのではないかと思います。その町政懇談会を単に中止ということではなく、また1月から2月という時期にこだわることなく、必要とお考えなら時期を見つけて開催されるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

町政懇談会というのは、何を目的で、何を目指しているのかということの基本になって考えたときに、その答えが明確であれば、それに沿うことで答えが見つかるのではないのでしょうか。一言で言えば、一方的でない対話型の行政、それに尽きると思います。議題を決めて報告会のような町政懇談会を行うのではなく、町政全般へのご意見を皆さんからいただく、そして意見交換を行う、そういうことが大事であると思います。他人事ではない、町のことにモチベーションを保っていただく、2年続けての中止に関して何らかのアクションは必要だと思います。

確かに今回は、どの町でも町政懇談会の中止は目にします。町政懇談会が行われている町は、時期としてはまちまちなのです。北海道でもまちまちです。妹背牛は、次年度の予算が出そろい、たとえ意見が町民の方から出たとしても、もう次年度の計画は決まっていますという、1月末から2月ですから、すぐその意見が施策や計画に反映しづらい時期であるのは前々から指摘されているところでもあります。ほかの町、例えば6月から7月にか

けて開催のところもありますし、10月や11月のところもあります。妹背牛町は、町長選挙が11月なので、その時期にはできないというお話もお聞きしましたが、毎年町長選挙があるわけではございませんので、その年によって工夫するというのもできるのではないのでしょうか。

ゼロカーボンシティを12月に表明されましたが、それ以降も真冬に灯油をたいての開催を続けることにいろいろまたご意見も出てくるのではないのでしょうか。その辺りもいかがでしょうか。

今回、町政懇談会がなかったことにより意見を言える場所がないということで二、三のご意見をいただきました。その例えば1つの例を言いますが、ムービングハウスなどにお金を使っていますが、もっと身近に温泉を生かして足湯を造ったらどうか。そして、年齢を問わないで町民が利用できるということを考えたかどうかというご意見でした。それで、その方は目安箱はないのでしょうか。昔はありましたよねということでした。目安箱もないし、町政懇談会もないので、渡辺さんに伝えておくからということでありました。それから、冬の間は除雪のいろいろ苦情も来るとは思うのですが、芽生川の行き止まりで20町内、あそこまでは20町内ですが、除雪をもう少し丁寧にしてほしい、車が埋まらないようにしてほしいとか、そういう方もございました。

これら町政懇談会があれば、ご意見として出てきたのではないかと思います。意見は、やっぱり反映できなくても受け止めて、それでそういうご意見に対して役場の皆さんが意識を持つ。例えば温泉、先ほどの話もありますが、温泉改修に当たって、どれぐらい足湯を造ったら予算がかかるのだろうかとか、何かの中で役場の中でも賛成の職員の方がいらっしゃるかもしれませんので、こういう対話型の行政は意識するべきだと思います。

ある町は、町政懇談会の中止のお知らせとともに配付予定だった資料を役場や、その町は公民館でした。うちは町民会館ですが、役場や町民会館に置きますと。お持ちくださいと。そして、読まれて、またご意見をいただきたいというのがホームページに載ってありました。それから、資料の公表に対してホームページからダウンロードできるようになっておりました。今そのぐらいの行政サービスは普通といたしますか、そういうことができるように妹背牛もできると思うので、やっていただきたいなとは思いますが、いかがでしょうか。

先ほど目安箱の話をしていただきましたが、そのホームページの中にご意見はこちらというような町もあるのですが、きちっとバナーがありまして、目安箱というバナーがありまして、それをクリックすると意見が言えるようになっておりました。ただ中止ではなくて、ましてや2回続けての中止ですので、資料1つ、それから町民の皆さんのご意見1つにしても様々にいただく方法はあるのではないのでしょうか。

先ほど申しましたが、周知の期間はいつ頃だったのかも含めて、それから区長さんよりの要望とかご意見がどうだったのかも含めましてご答弁をお願いいたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 再質問に対しましてご答弁いたします。

まず、周知の期間ということですが、ちょっと私、言葉足らずだったかもしれないのですが、周知につきましては中止になったので、何かご意見、ご要望があれば区長さん等を通して申し出て下さいというような内容の周知でございます。それで、議員おっしゃられた町政懇談会で配付する予定だった議案につきましては、先ほどおっしゃられたとおり3点ほどございました。その内容から見まして、特に緊急性があるものではなく、せつかく町民の皆様には説明できる機会なので、その場でこのような3つの事柄について説明したいというようなことでもございました。それで、その後それぞれの担当にも確認しまして、当然住民の方に周知すべき事項なので、その周知に必要な時期が来ましたら、改めて皆様に発信してまいるといふようなことで確認は取れています。ただ、議員おっしゃられるように、やはり本来やるべきだったところのものですから、例えばホームページに配付予定だった資料を添付するだとか、窓口を設置してご意見を伺うというところは、やはりやるべきだったのかなといふのは私個人的には思っておりますし、ちょっと反省しているところではございます。

それから、区長さん等にご意見等があった、どのような形のものがあったのかということですが、実を申しますと今年先ほど説明しました2件ほどあったという部分も内容は多少個人情報的な部分もあるので、お答えはできないのですが、対応してお答えするに至らない案件でした、実はその2件というのは。なので、そのことに対して皆様に周知するといふような流れにはなりません。

また、昨年の事案につきましては、私もちょっと無責任な部分があって担当課に振って、そこから直接ご意見、ご質問のあった方にお答えしているところなのですが、その部分を改めてこういうご質問があって、こういうお答えをしたという部分を公表するといふ流れにはできておりませんでした。やはりそこら辺、もし公表に値するといふか、公表できるような内容であれば、そのやり取りも含めて今後必要であれば公表すべきだといふふうにも考えてございます。

それから、町政懇談会もあらゆる形で模索はしていくのですが、例えば時期を変更してとかという部分に関しましては、過去にも10月、11月に開催した時期もあったのですが、なかなかそのときの参加率が低かったりだとか、様々な開催方法を過去にはやっておりますが、今回先ほど石井議員のご質問にもありましたとおり温泉等の重要なご説明をしなければならないような案件もございますので、何かそのタイミングを見て、例年の形ではなくても時期を変更するなり、別の形で何か住民の皆様には説明してご意見を伺えるような機会を改めて設けたいなといふふうには考えてございます。

議長、答弁漏れはないでしょうか。

○議長（渡会寿男君） ホームページでダウンロードできる状態。

○企画振興課長（廣澤 勉君） 先ほどちょっと言葉足りなかったのですが、その方法は容易にできますので、ホームページのほうでダウンロードするよう形にはして、そうい

う取組は可能です。

以上、答弁といたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

2番議員、渡辺倫代君。

○2番（渡辺倫代君） それでは、そういうホームページなので、ダウンロードできたりするように検討していただくということによろしいですか。

今回いろいろ調べておりましたら、6月の予定の懇談会が中止の町の例がありまして、そこはユーチューブで各担当の方が、そこまでしていただかなくてもよろしいのですが、事前の質問を受け付けているのです。事前の質問というのは、持参でもよろしいし、ファックスでもいいし、メールでもいいですと書いてあるのです。その事前の質問を受けて、ここも6月に中止になっているのですが、事前の質問を受けていますので、その事前の説明を受けて答えているのがホームページに載っているのです。さっき言われましたけれども、例えば居所、個人の尊厳に関わる箇所についてはお答えしておりませんか、きちっと書いてあるのです。答えられるところが、例えば企画課はそういうふうに書いているのですが、総務課、防災課ではこうやってやっていますとか、1つの質問に関してどの担当課が答えたか、例えば新庁舎の設計、デザインはいつ頃発表されますかとかというのに対してはきちっと回答があるのです。それは、大きな問題だけではなくて、小学校の女子トイレを非常に使いづらからきれいにしてほしいとか、本当に様々な事前の質問がございまして、だから、それも1つの方法として、1つの案として使われたらいいかと思えます。

先ほど一般質問で石井議員さんの質問のように、国対、要するに環境省対妹背牛というような場合は非常に法律が29年にできて、それに対しての例えば計画を立てなければいけないという庁舎の中ですごい動きもあるのですが、今私の一般質問は町の中、役場の中、そしてましてや町民の方のお一人お一人の意見を聞きましょう、聞いてほしい、それを受け取って町政に反映してほしいという一般質問ですので、それはもう法律も関係なく、私たちが言うことに対して町長や行政側は答えられることではないかと思えます。

先ほど事前質問のことも申し上げましたが、第9次妹背牛町総合計画は令和2年度からありましたが、一番上位に位置する計画であります。それで、今回いろいろ思いまして、総合振興計画審議会に町長が諮問されて、その答申として答えられているところがありますので、ここでちょっと読みたいと思います。その一番最後、答申の一番最後に全体を通してという、6行ほどあります。全体を通してです。各検討事項について、協議の進捗状況など情報が広く町民に共有できる仕組みづくりをちゃんとしていただきたい。2番目です。なぜ町民の意識低下となるのか。アンケート結果や町政懇談会などの意見を真摯に受け止め、妹背牛町のよいところ、悪いところを機敏に感じ取る行政運営の実現に努めていただきたいとあります。要するにそうやって、きちっとこの一番上位計画の審議会の答申が最後にそれで結ばれておりますので、このことから町政懇談会中止に対しての対策を今後打ち出して、今後の情報発信の方法も含め、時期も含め、町長に検討していただきたい

いと考えておりますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（渡会寿男君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） 渡辺議員さんの再々質問に対してご答弁を申し上げます。

ただいま担当課を中心に答弁をさせていただきましたけれども、私自身この2年間、やっぱりなかった町政懇談会は非常に痛手でした。それから、私自身2期目のスタートを切った後に所信表明の雰囲気も含めまして、町の行政に対する考え方も述べてみたかったところでもございました。

確かに今回、移住定住を含め、新しい学校づくり、コロナワクチン3回目接種ということで、それぞれの担当課から発信するという傾向のものが多ございました。しかし、この町政懇談会というのは、おっしゃるとおり対話型を一番大切にしていきたいと思っているところでもございましたし、先ほどから議員ご指摘の質疑応答という部分がほかの自治体を見ますと、やはり質問に対して行政がこういうふうに答えているというスタンスの応答を実際に質問をした方以外にもやっぱり見られると。つまりこういうふうな姿勢で町民に対して町政は動いているのだと、そういうことの大切さは私もひしひしとこの2年間、特に感じざるを得ませんでした。ですから、この町政懇談会の時期はちょっとまた置いておいて、別の問題といたしまして、この意見交換をする中身というか、意見交換をする場があって、それに対して問いと答えをやり取りできるという、やっぱり生のやり取りを非常に大事としていますし、先ほどありました事前質問を受け付けて答弁がホームページに掲載されるというやり方も新しい時代のやり方かなと思っております。まずは、さっき担当課から申しあげましたようにホームページからダウンロードできるサービスは、まず最低すぐ進めさせていただきたいと思っておりますし、地区要望などの対話型の姿をほかの地区の町民もやっぱり見られるという形で、もちろん個人情報の扱いとかは充分注意しながら、その中で対話型を充分充実したやり方を行政は進めてまいりたいと思っております。

それから、1月、2月のこの寒い時期は灯油をたくとかという以前に、どうしてもやっぱり風邪がはやる時期、感染症がはやる時期でもございます。私もちょっと頭かたいところがありまして、秋口は農家さんが忙しいのかなというのがありまして、先入観なのです。その時期は、やりにくいのかなと思ってずっと見ていたのです。でも、考えようによっては、その時期にやっている町村もありますし、栗山町を調べたときにはやっぱり秋口にやっていたのです。ですから、その頃はたまたまコロナが落ち着いていたので、できたということもありまして、やっぱり感染症がはやる時期はちょっと検討に値するなというのが1つの考え方でございます。

それから、1つはその大きな問題だけではなくて、小さな問題に関してもやはり町民にこういうふうな対応をしているのですよという行政の透明化を図りながら進めるということが必要だと思ひまして、この中では特に今年一番大きな、この場合の大きな話ですけれども、メインテーマとして温泉の改修というものがプランとして出ています。これに関しては、議会説明だけでなく、町民に対しても開示しながらこの方向に進んでいくというこ

とをやりながら、またそれだけでなく、その時期に2年間たまっていた思いもあるでしょう。その地区にしか見えないテーマもあると思います。ですから、そこから声を上げていただいて、それを吸い取って行政課題としてどういうふうに対応できるかという丁寧なことをやっていきたいと思いますので、これを答えまして答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 以上で2番議員、渡辺倫代君の一般質問を終わります。

次に、6番議員、佐々木和夫君。

○6番（佐々木和夫君）（登壇） それでは、通告に従いまして質問をしていきたいと思ひます。

昨年末からコロナウイルスの変異株、オミクロン株の感染が確認されてございます。このオミクロン、非常に感染力が強く、現在も猛威を振るっているわけでございます。いわゆる第6波のコロナウイルスの感染拡大でございます。道内の自治体では、オホーツク管内、小清水町役場で町長らがコロナウイルスに感染し、役場全体が集団感染となり、職員さんの3割が感染し、庁舎が2週間に及び窓口業務等に支障を来したわけでございます。小清水町役場では、新たな感染を防ぐために登庁する職員を限界まで減らす非常事態の体制を取ったとのことでございます。

そこで、本町、妹背牛町のこの非常事態の業務の対応について、どのように考えているのか。

また、業務等の中にもコロナ関係業務が各部署で多く発生していると思ひます。このコロナ関係の業務に対しての職員さんのメンタルヘルスについてお伺ひいたします。

1つ目に、集団感染となった場合に各部署の対応はどのようになるのか。

また、2つ目に、新たな感染を防ぐために登庁する職員を最大限減らすとしたら何名で対応できるのか。

3つ目に、職員のメンタルヘルスの不調はないのか。また、それに対する予防策はあるのか。

この3点についてお伺ひし、再質問を留保し、終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、副町長。

○副町長（滝本昇司君） 町職員のコロナ禍における業務と健康についてご答弁申し上げます。

本町では、新型コロナウイルス感染症対策本部を令和2年2月に設置して以降、国や道の指針に従い感染予防対策など、これまでに計57回の会議を開催する中で町民あるいは職員に対する予防対策や行動制限などについて実践、周知をしてきたところでございます。

また、職員におきましては令和2年6月に職員用の感染症予防対策マニュアルを作成して以来、数回の見直しを重ねながら感染予防策はもとより職員の感染者発生時の対応や業務の継続方法などについて非常事態を想定しながら、その対応に備えてきてございます。

そのマニュアルでございますが、職員に発熱等の症状がある場合の報告義務とその対応、日常の感染対策の徹底あるいは感染者発生時、濃厚接触者等に該当する場合の対応、感染

者発生時における業務の継続方法などについて定めるものとなっております。特に業務の継続につきましては、国や北海道からの通知を踏まえ、本年2月以降、感染拡大による行政機能の維持を図るべく業務の継続計画を策定するとともに、マニュアルの見直しを行ってございます。その中で、本町では職員に感染がある場合には他の部署からの応援など人員体制の確保のほか、日常業務につきましても応急業務、継続業務、縮小あるいは延期業務、休止業務ということで非常時のランクづけや業務の優先度を設定した上で、少ない人数でも住民サービスが最低限提供できるよう、その対応や対策を定めてございます。

そこで、議員ご質問の1点目、集団感染の場合の各部署の対応についてでございますが、先ほどのマニュアルに基づきまして非常時の場合には出勤可能な職員数を考慮しながら、日常業務の優先度によりまして必要最低限の住民サービスの提供に努めてまいりたいと考えてございます。

また、2点目の登庁する職員を限界まで減らすと何名かというご質問ですが、感染者はもとより濃厚接触者、その可能性のある職員を除いては、つまり陰性、健康な職員につきましては原則全員の勤務を想定しておりまして、ご質問の最低限の人数、いろいろな状況も想定される中では具体的に示すことは難しいものと考えます。

最後に、3点目、メンタルヘルスの関係になりますが、先ほども答弁しましたとおりマニュアルに基づきまして部署の異なる職員の臨時的な配置や優先順位により業務の縮小など業務量の負担軽減を図りながらメンタルヘルス、精神面において職員の健康管理に努めることが重要と考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

6番議員、佐々木和夫君。

○6番（佐々木和夫君） 今副町長さんからご答弁いただきました。その職員数は、最大限減らして登庁するというのを僕は質問したわけですが、本町としては陰性職員にしましては全員登庁されるとの話でございました。しかしながら、今年の2月ですか。小清水町の役場の感染者、職員さんが30名にも及ぶ人数が感染され、そして事実上2週間、業務に支障を来した中、町の体制としては陰性の職員さん全員を出すという体制ではなく、最大限陰性の方も自宅待機という、再発といいますか、再度感染したときのことを考えまして、陰性の方も努めて自宅待機させたということでございます。これは小清水町だけではなく、2020年ですか、北海道で初めてこのコロナウイルスに感染された自治体が標津町でしたか。標津町もこの際には11名感染されたわけでございます。この標津町に関しましても職員さんを最大限減らす中、陰性の方も含めて自宅待機を取って、こども庁舎内完全封鎖のような状態で、正面玄関を窓口として対応されたとのことでございます。本町におきましても最大限本当に緊急事態に備えて、陰性の職員さんにも自宅待機を取らせて、2次災害が起きたときに対応されるような体制を取ってはいかがかなと思っております。

それと、メンタルヘルスについてですが、これは非常にデリケートな問題でございます。コロナ対応のその事業の仕事だけではなく、1人で抱え込んで自分の仕事の量に対して悩み苦しむ職員さんもほかの行政の中では見られるわけでございます。役場職員としては、市町村職員組合ですか。そういう組合があつて、そこには相談窓口、24時間で電話応対して相談を聞いてくれるところがあるそうでございます。この空知管内の行政の中にも行政として、それは市なのですが、市としてその相談職員さんのメンタルヘルスについての相談窓口として相談室のようなものをつくっているところがございます。なかなかそういうところって悩んでいる職員さんも行きづらいとは思いますが、個々にやっぱり相談できやすい体制づくりというのですか。庁舎内のその体制づくりをつくって、妹背牛町にも窓口とは言いませんが、その健康組合を通じまして、いろんな面で職員さんをサポートするようなことをしていかななくては、対岸の火事ではなく、本町の大事な職員さんもなくしてしまうのかなと思つてございますので、その点について町としての考えをお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（渡会寿男君） 答弁、副町長。

○副町長（滝本昇司君） 再質問についてご答弁申し上げます。

まず、最低限の人数、仮に申し上げるとするならば、各グループ1名体制の計18名程度で必要最低限の住民サービスは提供可能と考えますが、実際には業務の優先度などケース・バイ・ケースで対応しなければならないと考えてございます。

また、業務量の増大などによるメンタルヘルスの不調が想定される場合には、以前に広田議員から一般質問でアドバイスをいただいたような役場職員OBの活用、臨時的な雇用も有効な手段と考えてございます。

最後に、相談窓口ということでは深川保健所あるいは本町の保健師のアドバイスをいただく中で最善な取組をしてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

6番議員、佐々木和夫君。

○6番（佐々木和夫君） 最後です。最後に、今副町長さんが申されたメンタルヘルスなのですが、本町として職場環境に配慮した相談しやすい環境づくりが必要だと私は思います。そのことに対して、本町としてそういうトップが副町長さんになるのか、町長さんになるのか、課長さんになるのか分かりませんが、そういう環境づくりはやはり大事だと僕は思つてございます。それに対して、やっぱり庁舎の友人関係の人にも誰にも何にも言えずに心を病んで、最終的には退職まで行ってしまう例もあるかと思ひます。それに関して、町としてやっぱり温かい目でそういう人に対して正常な席へ戻るような対応をしていただきたいと思つておりますので、やっぱり本町にもそういう窓口をつくつてはいいのかなと思つておりますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（渡会寿男君） 答弁、町長。

○町長（田中一典君） ただいまの佐々木議員さんの再々質問に対してご答弁申し上げます。

確かにコロナ禍ということで、この2年間、実際のウイルスというものの闘いだけではなくて、2年間正常な社会生活が基本的にできない。町民も含めまして、非常に抑鬱的で先が見えない、苦しい生活状況が続いたのは事実だと思っております。それは、経済的な問題でお苦しみになっているだけではなくて、日常生活の中でどうしてもたまってしまいうもの、そういうものを例えば今までだったら何回かの飲み会とか、お付き合いの中で発散したり、しゃべることによって少し自由になって楽になれたと。そういうガス抜きといえますか、そういうものがこの2年間非常に封じられてきたという意味では、これは一般町民だけでなく、この行政を預かる職員におきましても同様の現実があったと私は推定しております。

その中で、私たちの担当の中には、1つは健康福祉課というものがございまして、それはメンタルヘルスも含み、自殺予防のための国の指針とともに全庁横断的にその問題を扱うということで私たちは認識をしておりますけれども、職員の中のいろんな問題を把握するのは組織の形の上では、その担当課の長ということになります。ただ、問題は問題がどこにあるのかといったときに、先ほどおっしゃいましたように、それを話すことができる雰囲気がない場合だって世の中にはあると思います。ですから、それを例えばすくい上げて見つけて、それをいい意味でそこに対して干渉して、その問題を取りのけられるものなら取りのける、あるいはいいほうの答えを見つけると。いろんな意味で人間のやることですから、そこに対していろんな緩和策を取れるように目配りをしていきたいと思っておりますけれども、私の目も2つしかありませんので、それは全庁的に自殺対策ということも含めまして、それをこのコロナの間に自殺まで行く前あるいは退職まで行く前、いろんな問題があったときにその問題を話し合える環境を整備しながらやっていければすばらしいと思います。ですから、そこに関しては今例えば対策本部の中にそういう関連のものを部署としてつくとか、そういうことにはならないと思っておりますけれども、そこは充分気をつけながら、このコロナの中で学んだということも含めまして検討を続けて、そして実際の役場の中の雰囲気づくり、そういうものにも進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡会寿男君） 以上で6番議員、佐々木和夫の一般質問を終わります。

次に、8番議員、田中春夫君。

○8番（田中春夫君） （登壇） 発言通告に従いまして質問いたします。

ヤングケアラーに対する施策について。ヤングケアラーとは、通学や仕事の傍ら障がいや病気のある親や祖父母、年下の兄弟などの介護や世話をしている18歳未満の子供を指す。家族の病気や障がいのために長期のサポートや介護、見守りを必要とし、それを支える人手が充分にないときに、子供であってもその役割を引き受けて家族の世話をしている状況が生じる。介護のために学業に遅れが出たり、進学や就職をためらったりするケースもあ

ると言われています。妹背牛町における実態の把握についてお伺いいたします。

再質問を留保して質問を終わります。

○議長（渡会寿男君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 私のほうから議員ご質問のヤングケアラーに対する施策、町の実態についてということでご答弁を申し上げます。

議員ご指摘のように、ヤングケアラーとは最近注目されている言葉になっておりますが、本来大人が担うべき家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより子供自身がやりたいことができないなど、子供自身の権利が守られていない子供のことを厚生労働省も一応定義づけております。

ちょっと古いデータになるかもしれませんが、総務省の就業構造基本調査を毎日新聞社が独自に再集計したデータがありますが、その中では家族を介護するここでは15歳から19歳になっているのですが、平成29年時点で全国で3万7,100人と推計されております。そうした中、厚生労働省も一昨年、令和2年12月から1月にかけて全国の公立中学校と全日制、定時制の高校2年生、中学校2年、その定時制を含めて2年生、およそ1万3,000人を対象にこのヤングケアラーに関する初めての実態調査をしております。その中で、世話をしている家族がいると回答した生徒は中学生が5.7%で約17人に1人、高校生が4.1%で約24人に1人という一応データが出ております。

北海道におきましても昨年、令和3年7月から8月にかけて札幌市を除く道内公立中学校、公立高校2年生、これも全日制、定時制ですけれども、約5万人を対象に各学校経路で生活の実態に対する調査、学校におけるヤングケアラーへの対応に対する調査を実施しております。その中で、このヤングケアラーという言葉自体の認識度において、内容を知っていると回答した生徒は1割前後となっており、聞いたことがないと回答された生徒が7割以上となっております。本町においては、特にこの独自の調査はしてはおりませんが、各種相談や民生委員、児童委員さんからの情報、地域住民並びに学校関係との情報交換においては、このヤングケアラーは現時点では把握してはおりませんが、この今回の調査からも実際にどういう状況がヤングケアラーというのか、その生徒本人が理解していないということもあり得ることを認識しておりますので、今後は地域住民や民生委員、児童委員、学校を含めた関係機関にこのヤングケアラーという情報提供を周知する中で、もしそういう方が、生徒が妹背牛にいた場合、そういう存在を見逃すことのないように対応していく考えでおりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

8番議員、田中春夫君。

○8番（田中春夫君） 近隣との希薄化、関係者、ヤングケアラー問題が深刻に、今テレビでも新聞報道でも出ています。昔は近所付き合いがあり、町内会の組織も十分に機能していました。隣の家族構成や病気など状況をよく知り、お互いに声をかけ合って足りない部分は補っていたということです。近年では、こうした近所付き合いを避ける傾向が今強

く、挨拶する、顔見知り程度のお付き合いしかないという人が増えてきているかなと思います。隣で起きている深刻な問題、築いた基盤が必要です。近所に助けを求める風習、希薄になっている、これがヤングケアラーの問題を今真剣に受け止める必要があると思います。そうした意味でも町として、行政としてそういう対策を充分取っていただく。どういう対策を取るのか再度お伺いして質問といたします。

○議長（渡会寿男君） 答弁、健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野和浩君） 本町におきましては、令和3年の4月より重層的支援体制整備事業という事業を実施しております、各種相談窓口の中で包括的な支援、相談をしっかりと受け止める。そして、さらには今田中議員おっしゃいましたように、やはり近所のそういった情報、そして町内会からのそういった情報をしっかりと受け止めた中で、このヤングケアラーに限らず、今やっぱり町内においては障がいを持たれたお子様を育てているとか、健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている、そういうケースも実際にはもう情報をいただいている中で担当課としては対応しているつもりでございます。ただ、このヤングケアラーに関しては、実際にその調査の中でも見えてきたものは日常的に家事を手伝っている、自分自身がそれがケアとっていないという、そういう子供、生徒さんがいるというのも調査から出ておりますので、もしかしたら今この核家族の中で例えば独り親だとか、例えばご両親がどちらか健康を害して兄弟の面倒を見なければならぬ、そういった生徒さんはもしかしたらいるかもしれないと認識しておりますので、先ほども申し上げたように、そういった情報をやはり行政としてはしっかりとキャッチした中で相談支援体制、そして何らかのそういった早急に対応できる支援を今後も継続してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（渡会寿男君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○8番（田中春夫君） ありません。

○議長（渡会寿男君） 以上で8番議員、田中春夫君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（渡会寿男君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、11日は午前9時より本会議を再開します。

大変お疲れさまでした。

散会 午前11時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員